

学校いじめ防止基本方針

平成30年3月14日改定 長崎県立佐世保南高等学校

1 基本的な考え方

本校は、地域から課せられた「使命」を果たすべく、目指すべき「学校像」「生徒像」「教師像」を以下のように規定し、その実現に向けた各種の教育活動を展開している。

教師が生徒・保護者とともに、人権を擁護し、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進するために、本基本方針を策定し計画的な取組をすすめる。

「使 命」	○自立した『社会人』としての素養の育成	○次世代のリーダー育成
「学校像」	確かな生徒理解のもとづく教育活動が展開され、生徒一人ひとりが『自らを鍛え、伸ばす』学校	
「生徒像」	礼節を重んじ、自らを鍛え律することができる、学業を中心とした生活習慣を身につけた生徒	
「教師像」	自己研鑽に務めつつ『凡事徹底』の教育実践をすすめる、生徒一人ひとりの能力を最大限に高める教師	

2 いじめ対策委員会

(1) 全体会

- ①目 的 本方針に定める、いじめの「防止」「早期発見」「措置」等の取組の計画及び実践を検証し、次年度の計画等の改善を図る。
- ②構 成 員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健相談主任、生徒会主任、図書研修主任
各学年主任（3）、保健相談副主任、カウンセラー、養護教諭、SC、保護者代表等
- ③年間計画 年間1回（2月もしくは3月）以上開催する。また、必要に応じて校長が召集する。

(2) 関係者会

- ①目 的 本方針に定める、いじめの「防止」「早期発見（特に、アンケートの分析等）」について具体的に検討し、実践する。また、「措置」においては、中核的な役割を担う。
- ②構 成 員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健相談主任、生徒会主任、図書研修主任
各学年主任（3）、保健相談副主任、カウンセラー、養護教諭、SC
- ③年間計画 年間3回（5・9・1月）以上開催する。また、いじめに関する案件が発生した場合は、迅速に対応する。

3 育友会及び関係機関との連携

(1) 基本的な考え方

- ①育友会には、本方針に定める取組等について定期的に報告すると共に、いじめ対策委員会（全体会）に代表者の参加を依頼し、保護者としての意見等を提示していただく。
- ②その他の関係機関とは、情報を提供（個人情報には留意する）した上で助言・支援を依頼する等の連携を常に視野に入れておく。

(2) 年間計画（育友会との連携）

- 4月 基本方針・年間計画等の報告（常任委員会）
- 5月 基本方針・年間計画等の報告（総会）
- 8月 進捗状況等の報告【2月～7月分】（常任委員会）
- 1月 進捗状況等の報告【8月～1月分】（常任委員会）

4 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

本校では、教師は生徒理解にもとづく教育活動の展開、生徒は礼節を重んじ、かつ自らを鍛え律することを目指している。その中で、生徒・教師双方は(2)に示す「具体的な取組」を(3)の「年間計画」に従って進め、いじめを抑止し人権を尊重する校風の醸成を図る。

(2) 具体的な取組

<教職員自身の取組(計画)>

- ・学校指導體制の確立と周知及び関係機関との連携
 ※基本方針・危機管理マニュアル・「南高『学舎』創造宣言」の作成及び関係者周知
- ・教師の意識向上及び共通理解と指導力向上
 ※(「いじめは絶対許さない」、人権教育の充実、定期的な校内研修)
- ・学校基本方針に係る取組評価
 ※学校において、基本方針に基づく取組の実施状況確認と評価・改善

<生徒への取組(計画)>

- ・子どもの道徳性及び自己肯定感の育成
 ※「心キラッと南高旬間」等による『思いやりの心』の育成・専門家(SC等)講話
 ※生徒の主体性を尊重する学校行事の設定・推進
- ・特に配慮が必要な生徒に対する支援
 ※特別な配慮や支援が必要な生徒に対する方向性の共通理解と支援の方向性の確立
 (発達障害を含む障害がある生徒・帰国生徒・外国人生徒・性に係る配慮生徒など)

<保護者への取組(計画)>

- ・学校いじめ対策基本方針を周知し、学校や保護者の責任等を明確にするとともに関係者の理解を得る
 (入学時・年度初め・ホームページ・育友会総会など)
- ・いじめ問題等について協議する機会を設定する
 (いじめ対策委員会[全体会]・保護者向けリーフレット)

(3) 年間計画(主要行事)

月	年間主要行事	発見・対策
4月	・入学式 ・新入生宿泊研修 ・歓迎遠足	基本方針・南高学舎創造宣言の周知 面談週間(生徒・担任)
5月	・情報モラル講習会	いじめ・悩みアンケート調査 教育相談委員会 いじめ対策委員会
6月	・高校総体(応援活動) ・「心キラッと南高」旬間 佐南オープンデー(公開授業) スクールカウンセラー講話 ・定期考査 美化コンクール 人権教育(DV防止)	下校指導(生徒観察)
7月	・高校野球選手権(全校応援) ・校内大会 ・学習合宿(1年・3年)	面談(生徒・保護者・担任) 教育相談委員会
8月	・平和学習 ・オープンスクール	南高祭準備活動指導(生徒観察)
9月	・南高祭(体育祭・文化祭) ・定期考査	いじめ・悩みアンケート調査 いじめ対策委員会 学校評価(教職員) 下校指導(生徒観察)
10月	・芸術鑑賞会 ・佐南オープンデー(公開授業)	教育相談委員会 自殺予防教育(2年)
11月	・人権学習 ・定期考査	教育相談委員会 下校指導(生徒観察)
12月	・修学旅行(2年)	教育相談委員会 面談(生徒・保護者・担任) 学校評価(保護者)
1月	・大学入試センターテスト ・マラソン大会	いじめ悩みアンケート いじめ対策委員会 学校評価(教職員)
2月	・定期考査	教育相談委員会 いじめ対策委員会(全体会) 下校指導(生徒観察)
3月	・卒業式 ・校内大会	教育相談委員会

5 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

本校では、教師が生徒たちの小さな変化や危険信号を見逃さず、生徒たちに関する情報交換を日常的に行う。

あわせて、アンケート及び各種面談を定期的に配置することで、いじめを早期に発見し対応する体制をより一層強める。

(2) 具体的な取組

<教職員自身の取組（計画）>

- ・生徒観察（出欠確認（表情等の確認）、学級日誌でのやりとり）
- ・教師間の情報共有（各学年の担任会、保健相談部会：各週に1回設定、職員会議）
- ・各種面談の設定（面談週間（年間2回）、三者面談（年間2回））
- ・定期的なアンケート（年間3回）
- ・データの記録、管理
（生徒理解支援シート、引継ぎシート、個別の教育支援計画・指導計画、教務・教育相談日誌）

<生徒への取組（計画）>

- ・教育相談（学級担任等によるタイムリーな相談、保健室・教育相談室での相談等）
- ・各種相談窓口等の周知（ホームページ・保健だより・HR・各種集会）

<保護者への取組（計画）>

- ・生徒観察情報の連絡（学校生活及び家庭生活情報の共有）

(3) 年間計画

- ・面談（二者面談4月 三者面談7月・12月）
- ・いじめ・悩みアンケート調査（5月・9月・1月）

6 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめに関する事案が発生した場合、校長の指示のもと、いじめ対策委員会を中心に、全教職員による協力体制を構築し、事案の解決に向けて慎重かつ迅速に対応する。その際、生徒のケアをしつつプライバシーに配慮した上で保護者と協力し、必要があれば関係機関と連携する。「いじめは許さない」という毅然とした態度で事態の解決を図る。

また、いじめの解消については「行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を要件とし、いじめの行為の停止状況については3カ月を目安とする。万が一、重大事態が発生した場合は、「長崎県いじめ防止基本方針」に定める「重大事態への対応」に従い、適切に対応する。

(2) 具体的な取組

<教職員自身の取組（計画）>

- ・いじめを発見した場合（アンケート等による）は、事実を迅速に把握・整理した上で、「いじめ対策委員会」を開催するなど、事後の対応等について組織的に対応する。
- ・いじめを行った生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした姿勢で指導する。
また、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

<生徒への取組（計画）>

- ・いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒には、学校全体で心置きや不安を取り除き安心して学校生活を送ることができるよう支援する。
- ・いじめを行った生徒についても、指導後に安心して学校生活を送ることができるよう支援する。
- ・いじめが行われている環境において「観衆」「傍観者」の中から「仲裁者」が現れることや、誰かに相談する勇気を持つよう指導する。

<保護者への取組（計画）>

- ・いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者には、個人情報に配慮しつつ事実関係を丁寧に報告し、事案の解決のために連携して対応する。